

保育・子育て 総合研究機構 だより

02

子どもの権利条約（CRC）日本理事
臨床心理士・文京学院大学非常勤講師

木附千晶

基つき、日本政府は2017年6月に、日本の市民・NPOらの専門機関は11月にそれぞれ報告書を提出し、2018年2月には報告書を提出した専門機関から直接意見を聞く予備審査を行いました。

その後、国連「子どもの権利委員会」は、日本政府の提出した報告書、前記の予備審査で得た情報を踏まえ、2019年2月1日に日本政府代表を国連に招聘して直接質疑を行い（日本政府報告審査を経て）、日本政府（以下、政府）に対する第4・5回「総括所見（懸念と勧告）」（第3回までは「最終所見」と訳してきた）を採択しました。今回第4・5回となっているのは、第4回目と5回目の報告審査が合一して行われたからです。

ここでは、その概括的な特徴や、総括所見をどう受けとめ、私たち子どもの権利条約の担い手がどのようなフォローアップを行っていくべきかについて、述べたいと思います。なお、執筆にあたっては、「平野裕二の子どもの権利・国際情報サイト」(<https://www.w26.atwiki.jp/childrights/>)の訳を参考とさせていただきました。また、以下の文中で特に明記のない（ ）の数字は、第3回および第4・5回「総括所見」の Paragraph を示しています。

子どもの権利条約に関する 日本への勧告 本質を踏まえて子どもの幸せのために 活かそう

子どもの権利条約は、批准国に対し原則として5年に一度、自国の子どもをめぐる状況をまとめ、国連「子どもの権利委員会」（以下、国連）に報告することを義務づけています（第44条）。また同時に、条約は

その効果的な実施の促進および、条約が対象とする分野での国際協力を奨励するため、政府以外の子どもに関する専門機関にも報告（カウンターレポート）を提出するよう、要請しています（第45条）。これらに

◆あらゆる政策の抜本的見直しを迫った
前回の「総括所見」

前回の「総括所見」(第3回「総括所見」)は、政府がとっている経済成長を追い求める施策が、保育・学校・施設・福祉・少年

司法などあらゆる分野で、子どもの権利条約「前文」が掲げている「幸福、愛情および理解ある雰囲気のある環境」を子どもたちから奪い、そのために日本の子どもたちが一人の人間として今を幸せに生き、調和のとれた人格へと成長・発達できなくなっていることを指摘した画期的なものでした。

大多数の日本の子どもが、親や教師等の成長発達の出会う身近なおとなとの人間関係が貧困な中(第3回「総括所見」50、60、70)、過度な競争(70)と暴力による子ども支配(47、52、56)に晒されており、それらをもたらししている政策および子ども観を是正するために、子どもの最善の利益(あるいは子どもの権利)という視点から(37、38)、家庭の崩壊(50、51、57)、親の労働条件(51、67)、小・中・高・大学教育のあり方(71)、施設のあり方や基準(39、40)、問題を抱えた子どもに対する指導・支援のあり方(48、62、63)、貧困対策と予算の組み方(19、20、66、67)、財界の社会的責任(27、28)等を抜本的に見

直すことを政府に迫りました。経済成長だけを目指し、子どもの成長・発達の土台となる人間関係を壊し続けている政府の価値観、あらゆる政策を抜本的に見直すべきとしたのです。

◆革新的な内容が網羅的に
取り入れられました

では、第4・5回「総括所見」(以下、「総括所見」)はどうでしょうか。驚いたことに、「主要な懸念領域および勧告」として、今まで私たち子どもの権利条約日本(以下、CRC日本)など、市民・NGOを母体とする専門機関が幾度となく改革を求めて訴えながら、勧告にならなかつた革新的な内容が網羅的に取り入れられました。その具体的な内容を少しだけ紹介すると、

- ① 家庭、代替的養護、刑事施設を含むあらゆる場面での体罰の法律による全面的な禁止(「総括所見」25、26)
- ② 共同親権を目的とした法律の改正、両親の離婚後もいずれの親とも直接的な接触を維持する子どもの権利の恒常的保障
- ③ 家事紛争における裁判所の命令の執行の強化(27)
- ④ 司法審査および明確な基準なしに子どもを家族から分離することの禁止(29)
- ⑤ 一時保護制度の慣行の廃止(29)

⑥ 子どもの措置について独立した外部者による定期的な再審査の確保(29)

⑦ 注意欠陥・多動性障害を伴う行動上の問題の診断および精神刺激薬によるその治療が増加する一方、その社会的決定要因および非医学的携帯の処遇が等閑視されていること(34)

⑧ 注意欠陥・多動性障害の診断が徹底的に吟味され、薬物は総括手段とし、その副作用の可能性や非医療的な代替的手段について適正な情報提供が行われること(35)などです。

◆勧告に決定的な影響を与えた
「国連で意見表明をする会」

今までにない革新的な勧告を得られた一番の立役者は、なんとといっても2018年2月の予備審査時にCRC日本が派遣した「国連で意見表明をする会」の8名の子どもたち(うち2名は代読)です。8名は、親の離婚や児童相談所による親子分離、親の暴力(虐待)、「発達障害」のレッテルを貼る理不尽な学校、東日本大震災と放射能汚染、いじめ、人種差別など、それぞれの個人体験を自らの言葉で語り、圧巻のプレゼンテーションを行いました。子どもたちの意見表明を聴いた国連「子

子どもの権利委員会」委員（委員）は涙を流し、大きく頷いていました。終了後は、委員の方から子どもに握手を求め、抱きしめ、子どもたちを励ましてくれました。

差別の禁止（17、18）や子どもの意見の尊重（21、22）もまた、「主要な懸念領域および勧告」の中に入っています。子どもたちが委員の方々の目の前で行った意見表明が、いかに大きなインパクトを与えたかがわかるでしょう。

◆主要とされるべきテーマが落ちている

しかし一方で、「主要な懸念領域および勧告」に当然、入るべきテーマが落ちてしまっています。「国連で意見表明をする会」の子どもたち3人（うち1人は代読）が語った、東日本大震災および福島原発事故です。2万人に迫る死者・行方不明者を出し、世界に類を見ない放射能汚染被害をもたらし、今も5万人を超える人々が避難生活を強いられているこの震災が「主要な懸念領域および勧告」に盛り込まれなかったことは残念です。

教育、保育の領域もほとんど注目されませんでした。過去3回の「総括所見」では、教育領域の勧告は、日本社会の過度に競争主義的な教育システムと、子どもの自殺や

精神疾患、いじめ等との関連を指摘するなど、非常に内容の厚いものでした。ところが今回は「反いじめプログラムおよびキャンペーンの実施」や「ストレスの多い学校環境（過度に競争的なシステムを含む）からの解放」など、通り一遍の表記があるだけです。「なぜ、いじめが起きているのか」「ストレスの多い学校環境が子どもに何をもたらすのか」などについては触れていません。

保育（乳幼児期の発達）でも、「無償化計画」「負担可能でアクセスしやすく、かつ最低基準に合致したものとす」「保育の質を確保しつつ向上させるための具体的措置をとる」などと書かれ、「親」に利する保育については述べていますが、何より肝心な「子ども」の姿が見えません。子どもを第一に考えるのであれば、「どのような保育の質を確保すべきなのか」「何がその確保を妨げているのか」についての記述が不可欠なはずですが、それがありません。

◆中途半端な「子どもの意見の尊重」

教育、保育の分野に限らず、「最終所見」全体として、子どもがうまく成長・発達できていない原因や理由についての言及がほとんどありません。いじめや自殺など、問

題となる事象をただ羅列しているだけで、それらをもたらししている日本社会の構造的な問題や、日本社会の価値観、それらを子どもの権利条約によってどのように解決できるのかという視点などが欠如しています。

例えば、第3回「総括所見」が指摘した「驚くべき数の子どもが情緒的幸福度の低さを訴えており、その決定要因が子どもと親および子どもと教師との間の関係の貧困さにある」（60）というような文言はどこにも出てこないのです。

そのためなのか、「主要な懸念領域および勧告」に入った子どもの意見の尊重の内容も中途半端です。前段では「いかなる子どもに対しても、年齢制限を設けることなく（つまり、生まれたばかりの子どもであっても）、その子どもに影響を与えるすべての事柄について自由に意見を表明する権利を保障せよ」（22）とはいいながらも、「意見を聴かれる権利を子どもが行使できるようにする環境を提供するとともに、家庭、学校、代替的養護および保健医療の現場、子どもに関わる司法手続および行政手続ならびに地域コミュニティにおいて、かつ環境問題を含むあらゆる関連の問題に関して、すべての子どもが意味のある形でエンパワーされながら参加することを積極的に促進せよ」（22）と勧告しています。これでは、

意見表明権は単なる「参加する権利」に後退させられてしまいます。

◆第4・5回「総括所見」の フォローアップに向けて

本誌2019年2月号で詳述したように、CRC日本は、日本社会の子どもをめぐる問題を子どもの権利条約を用いて解決すべく、条約12条「意見表明権」を「受容的な応答関係をつくる」子どもの権利として新たに解釈し直すべきとの提案をしました。

近年の発達心理学や脳神経科学などを見れば、条約「前文」が目指す「調和の取れた人格へと成長・発達する」ためには、子どもの欲求に受容的かつ継続的に応答し、子どもが「愛されている」と実感できる身近なおとなの存在は不可欠です。そうであるならば、条約12条「意見表明権」が示す「意見 (views)」とは、新生児でも表明できる欲求やアタッチメント行動、非言語的な態度や行動をも含むことは明かです。

条約「前文」にある子どもの「愛される地位 (権利)」は、道徳的、抽象的かつ受動的なものです。その内容はおとなの都合によっていいかようにも解釈可能で、「子どものため」と、「しつけや指導」を用いて「管理・支配」することが「愛する」ことだと勘違いすることも少なくありません。

しかしだからこそ、子ども自身が自らの尊厳と成長発達に必要な「愛される地位 (権利)」を実現する具体的な力 (権利) を持たなければならぬのだと、それこそが日本、いや、世界の子どもたちに必要な権利なのだ提案したのです。

残念ながら、CRC日本の提案は、受け入れてはもらえず、日本社会が抱える子ども問題の根本原因に踏み込んだ勧告は出ませんでした。しかし、これまで忘れられてきた個別分野で革新的な勧告を手に入れたことは事実です。

今後のフォローアップにおいては、子どもの権利条約を実践する私たち一人ひとりが、事象の解決だけに目を奪われず、子どもの権利条約の中核である「意見表明権」——「子どもの『ねえ、ねえ!』という呼びかけに対して、『なあに』ときちんと顔を向けてもらい、子どもが自己肯定感と共感能力を培うことのできる関係性 (受容的な応答関係) をつくる権利」——こそが、子どもの権利保障の本質であることを忘れてはいけません。今回勧告された革新的な権利も、すべてこの本質に収斂するのですから。